

●香川県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年11月13日から同年12月4日まで一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大滝上西線（153号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
高松市塩江町上西甲字大屋敷2430番1 地先から	前	5.6～22.8	65	道路改修事業による現道拡幅
	後	11.1～35.2	65	

- 4 供用開始の期日 平成24年11月13日